



# 宮崎県公報

平成19年4月1日(日曜日)号外 第52号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

○宮崎県測量業者登録簿閲覧所の場所の一部を改正する告示……………(管理課) 1	頁
○宮崎県建設業者提出書類閲覧所の一部を改正する告示……………( " ) 1	
○宮崎県浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所の一部を改正する告示……………( " ) 1	
○不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置の一部を改正する告示……………(用地対策課) 1	

○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 1	
○宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第四の規定により知事が指定する区域及び同規則別表第九の規定により知事が指定する道路の一部を改正する告示……………( " ) 1	
○宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第四規制地域等の部第三種規制地域等の項第二号の規定により知事が指定する区域の一部を変更する告示( " ) 1	
○建築主事事務処理規程の一部を改正する告示…(建築住宅課) 1	

## 告示

### 宮崎県告示第百四十七号

宮崎県測量業者登録簿閲覧所の場所(昭和三十六年宮崎県告示第九百四十五号)中「土木部管理課」を「県土整備部管理課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百四十八号

宮崎県建設業者提出書類閲覧所(昭和四十七年宮崎県告示第三百三十二号の十二)中「土木部管理課」を「県土整備部管理課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百四十九号

宮崎県浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所(昭和六十年宮崎県告示第千七百七十八号)中「土木部管理課」を「県土整備部管理課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百五十号

不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置(昭和二十九年宮崎県告示第八百五十二号)中「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「土木部用地対策課」を「県土整備部用地対策課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百五十一号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁

止地域等(平成五年宮崎県告示第六百三十号)中「土木部都市計画課」を「県土整備部都市計画課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百五十二号

宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第四の規定により知事が指定する区域及び同規則別表第九の規定により知事が指定する道路(平成五年宮崎県告示第六百三十一号)中「土木部都市計画課」を「県土整備部都市計画課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百五十三号

宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第四規制地域等の部第三種規制地域等の項第二号の規定により知事が指定する区域(平成八年宮崎県告示第四百六十四号の三)中「土木部都市計画課」を「県土整備部都市計画課」に改める。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

建築主事事務処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百五十四号

#### 建築主事事務処理規程の一部を改正する告示

建築主事事務処理規程(昭和五十九年宮崎県告示第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「地区建築主事が所管する建築物等」を「建築物、工作物及び建築設備(以下「建築物等」という。)」に、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条中「地区建築主事は、宮崎県建築主事」を「西臼杵支庁又

は各土木事務所に所属する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、県土整備部建築住宅課に所属する建築主事（以下「宮崎県建築主事」という。）に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

建 築 主 事		所 管 区 域
名 称	所 属	
宮崎県建築主事	県土整備部建築住宅課	県内全域（宮崎市、都城市及び延岡市を除く。）
宮崎地区建築主事	宮崎土木事務所 高岡土木事務所 西郡土木事務所 高鍋土木事務所	西郡市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村大字大河内
日南地区建築主事	日南土木事務所 串間土木事務所	日南市 串間市 南那珂郡
都城地区建築主事	都城土木事務所 小林土木事務所	小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
延岡地区建築主事	西臼杵支庁 日向土木事務所 延岡土木事務所	日向市 東臼杵郡（椎葉村大字大河内を除く。） 西臼杵郡

附 則

この告示は、公布の日から施行する。